

特別養護老人ホーム 赤平愛真ホーム 短期入所利用料金表

■短期入所利用料

令和7年3月1日 現在

要介護度	利用者負担段階	1日の介護保険 単位数①	1日あたりの 食費②	1日あたりの 居住費③	1日のご利用料金目安 (①+②+③)
要支援 1	第 4 段階	529円	1,445 円	2,066 円	4,040 円
	第 3 段階②		1,300 円	1,370 円	3,199 円
	第 3 段階①		1,000 円	1,370 円	2,899 円
	第 2 段階		600 円	880 円	2,009 円
	第 1 段階		300 円	880 円	1,709 円
要支援 2	第 4 段階	656円	1,445 円	2,066 円	4,167 円
	第 3 段階②		1,300 円	1,370 円	3,326 円
	第 3 段階①		1,000 円	1,370 円	3,026 円
	第 2 段階		600 円	880 円	2,136 円
	第 1 段階		300 円	880 円	1,836 円
要介護 1	第 4 段階	704円	1,445 円	2,066 円	4,215 円
	第 3 段階②		1,300 円	1,370 円	3,374 円
	第 3 段階①		1,000 円	1,370 円	3,074 円
	第 2 段階		600 円	880 円	2,184 円
	第 1 段階		300 円	880 円	1,884 円
要介護 2	第 4 段階	772円	1,445 円	2,066 円	4,283 円
	第 3 段階②		1,300 円	1,370 円	3,442 円
	第 3 段階①		1,000 円	1,370 円	3,142 円
	第 2 段階		600 円	880 円	2,252 円
	第 1 段階		300 円	880 円	1,952 円
要介護 3	第 4 段階	847円	1,445 円	2,066 円	4,358 円
	第 3 段階②		1,300 円	1,370 円	3,517 円
	第 3 段階①		1,000 円	1,370 円	3,217 円
	第 2 段階		600 円	880 円	2,327 円
	第 1 段階		300 円	880 円	2,027 円
要介護 4	第 4 段階	918円	1,445 円	2,066 円	4,429 円
	第 3 段階②		1,300 円	1,370 円	3,588 円
	第 3 段階①		1,000 円	1,370 円	3,288 円
	第 2 段階		600 円	880 円	2,398 円
	第 1 段階		300 円	880 円	2,098 円
要介護 5	第 4 段階	987円	1,445 円	2,066 円	4,498 円
	第 3 段階②		1,300 円	1,370 円	3,657 円
	第 3 段階①		1,000 円	1,370 円	3,357 円
	第 2 段階		600 円	880 円	2,467 円
	第 1 段階		300 円	880 円	2,167 円

※食費は朝食405円、昼食520円、夕食520円とし、一食ごとの食費合計が食費限度額を超えない場合は実費といたします。

■左記料金の他、以下の「加算料金」「その他サービス料金」がかかります。（加算は2割負担の方は2倍、3割の方は3倍となります。）

	加算名称	1日単位数	ご負担額		加算算定要件
			1日	1ヶ月(30日)	
通常加算	サービス提供体制強化加算Ⅱ	18単位	18円	540円	介護職員総数のうち、 介護福祉士を60%以上配置すること 等
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	介護保険単位と各種加算額の合計の14%			介護職員の処遇改善についての8要件を満たすこと 及び 職場環境要件等を満たし、複数の取組を行っていること 他
条件付き加算	緊急短期入所受入加算	90単位	90円	※630円 (7日分)	利用者都合により緊急で短期入所をご利用になられた 場合、7日間加算(事情によっては最長14日間まで)
	送迎加算	184単位／1回	184円／1回		ご利用の際の移動について、施設の送迎にて対応した場合
	長期利用者提供減算	△30単位	△30円	△900円	自宅に戻ることなく、30日間以上連続で短期入所を 継続した場合、31日目より減算
その他	電気料金(テレビ・冷蔵庫)	—	各80円	各2,400円	ご利用の方のみ (共用のテレビは無料視聴いただけます。)

■利用者負担段階について

利用される方の収入状況により、以下の5つの区分に分類されます。

利用者負担段階	
区 分	対 象 者
第1段階	・世帯全員が市区町村税非課税で、老齢福祉年金(非課税年金)を受給されている方 ・生活保護を受給されている方
第2段階	・世帯全員が市区町村税非課税で、合計所得金額と年金等収入額が年間で80万円以下の方 且つ一定額以下の預貯金等をお持ちの方
第3段階①	・世帯全員が市区町村税非課税で、合計所得金額と年金等収入額が年間で80万円超120万円以下 且つ一定額以下の預貯金等をお持ちの方
第3段階②	・世帯全員が市区町村税非課税で、合計所得金額と年金等収入額が年間で120万円超 且つ一定額以下の預貯金等をお持ちの方
第4段階	・上記いずれにも当てはまらない方

※利用者ご自身の利用者負担額については、毎年7月頃に各市区町村から負担割合が記された「負担割合証」が交付され、1～3割負担かが決定されます。